

取引業者 各位

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター
財務経理部 財務経理課

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されます。

適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られており、「適格請求書発行事業者」になるためには、原則、制度が開始される前までに所管税務署へ登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。取引業者各位におかれましては、国税庁ホームページ内の「インボイス特設サイト」をご確認の上、余裕をもってお早めに登録申請手を完了して頂きますようよろしくお願いいたします。

また、登録された事業者様におかれましては、令和5年10月1日以降に納品や役務提供完了となる課税取引は適格請求書の発行をお願いいたします。

併せて、当センターの「適格請求書発行事業者」の登録番号についても下記のとおりお知らせします。

適格請求書発行事業者登録番号等について

当センターに請求書等を交付する際には以下のとおりとさせていただきます。

- ① 適格請求書発行事業者登録番号： T6012705001563
- ② 名称： 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- ③ 本店又は主たる事務所の所在地： 東京都小平市小川東町四丁目1番1号

○国税庁のホームページ内の「インボイス特設サイト」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○インボイス制度に関する一般的なご相談は、国税庁の専用ダイヤルにお問い合わせ願います。

【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

以上